# 前回点検における「今後の課題」

#### 点検報告書案の記述

報告書案に「前回点検時の「今後の課題」を踏まえた取組状況」として以下のとおり記載した。

化学物質分野における中長期的な目標であるWSSD 2020年目標の達成に向け、国際化学物質管理会議(ICC M:International Conference on Chemical Management) やOECD等における国際的な動向も踏まえつつ、科学的なリスク評価及びライフサイクル全体でのリスクの削減を着実に進めていくことが重要であり、具体的には化学物質審査規制法や化学物質排出把握管理促進法等をより円滑に運用するための体制整備に努めるとともに、未解明の問題についても調査検討を進めることが必要である。

【化学物質排出把握管理促進法の施行と関連する取組】 <報告書案p.12>

2020年目標の達成に向け、国際化学物質管理会議(ICC PRTR制度の円滑な運用のため、国は届出外排出量推計手法の継続的改善を行うなど推計精度の向上に努M:International Conference on Chemical Management) めており、また、得られたPRTRデータは化学物質審査規制法におけるリスク評価をはじめ、様々な施策に活用やOECD等における国際的な動向も踏まえつつ、科学的 されているが、こうした事例を収集し、活用の推進を図っている。

なリスク評価及びライフサイクル全体でのリスクの削減を また、PRTRデータについては集計結果だけではなく、届出を行っている個別事業所を地図上で探し、この事業 着実に進めていくことが重要であり、具体的には化学物 所のデータを見ることができる「PRTRデータ地図上表示システム」を環境省ウェブサイト上で公表しているほ 質審査規制法や化学物質排出把握管理促進法等をより か、データを広く一般の方にも理解し、活用してもらえるよう解説した「PRTRデータを読み解くための市民ガイド 円滑に運用するための体制整備に努めるとともに、未解 ブック」等の作成を行っている。

【化学物質審査規制法における規制の実施】 <報告書案p.38>

化学物質審査規制法の施行状況等について予備的な点検・検討を行い、課題の整理等を行うため、関係省に おいて平成27年8月に「化審法施行状況検討会」を設置し、検討を開始し、平成28年3月に報告書を取りまとめ た。

また、平成28年7月に、化学物質審査規制法の施行状況及び必要な措置の検討を含め、「今後の化学物質対策の在り方について」環境大臣から中央環境審議会会長に諮問し、当該諮問については環境保健部会に付議されたところである。

【内分泌かく乱作用のリスク評価に向けた取組、化学物質の複合影響に関する評価事業、ナノ材料のリスク評価に向けた取組、環境中微量化学物質による影響評価事業】 未解明の問題の調査検討については下記のとおり。

化字物質によるリスク対策を関係主体間の緊密な連携の下、有機的に連携させつつ効果的かつ包括的に推進することが重要である。具体的には、関係省庁・機関が連携を図りつつ、ライフサイクル全体を考慮したリスク評価を可能とする手法を調査検討し、実用化を目指すとともに、各種モニタリング等の効率的な利用を図ることが必要である。また、化学物質の製造から廃棄に至るライフサイクル全体を通じた環境リスクを一層低減する観点から、使用から廃棄に至る継ぎ目のない化学物質の管理を目指すと共に、化学物質と環境に関する政策対話等の場を活用し、関係する各主体の取組との連携の更なる向上を図るべきである。さらに、水銀のライフサイクル全体に係る対策を定めた水銀に関する水俣条約について、国内での取組を着実に推進することが求められている。

化学物質によるリスク対策を関係主体間の緊密な連携の【化学物質審査規制法の枠組における、ライフサイクルの全段階を考慮したスクリーニング・リスク評価手法】 下、有機的に連携させつつ効果的かつ包括的に推進す <報告書案p.19>

ることが重要である。具体的には、関係省庁・機関が連携 化学物質の製造から廃棄に至る継ぎ目のない化学物質の管理を目指して、引き続き「化審法の環境排出量推 を図りつつ、ライフサイクル全体を考慮したリスク評価を 計手法検討会」を関係省庁等と協力して開催し、化学物質審査規制法における化学物質を含有する製品の長 可能とする手法を調査検討し、実用化を目指すとともに、 期使用段階や化学物質等の廃棄段階の排出係数の設定等を通じて、化学物質のライフサイクルでの環境排出 各種モニタリング等の効率的な利用を図ることが必要で 量推計手法の構築を行っていく。

【ライフサイクル全体における水銀対策の推進】 <報告書案p.40>

水銀汚染防止法の制定、大気汚染防止法の改正等を経て、平成28年2月に水俣条約を締結したところである。 |今後、水銀汚染防止法に基づく計画の策定等により、水俣条約の規定より踏み込んだ内容を含む、水銀等のラ |イフサイクル全体を管理する包括的な仕組みを総合的かつ計画的に実施していく。

対策を定めた水銀に関する水俣条約について、国内での【「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)」等に基づく有 取組を着実に推進することが求められている。 害物質を含む廃棄物の適正処理】 <報告書案p.45>

水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物の適正処理方策として、平成27年2月に中央環境審議会において「水 銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について(答申)」が取りまとめられた。本答申を踏ま え、平成27年11月に廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令、同年12月に廃棄物処理法施行規則の一部 を改正する省令等が公布された。

## 前回点検における「今後の課題」

き円滑に実施するとともに、関係省の合同審議会におい 要である。また、化学物質審査規制法の適切な運用に に用いる供試生物の供給については、詳細なリスク評価 等に必要な鳥類や底生生物も含め、供給体制の一層の 整備・充実が必要である。

化学物質審査規制法については、平成21年の法改正時 ていることから、法施行の状況を踏まえつつ、関係省庁 |が緊密に連携し、必要に応じて今後同法の規定について |た。 検討していくことが必要である。

QSAR、トキシコゲノミクス等の新たな評価手法の開発・ 活用については、海外で検討が進んでいる先進的な評価 手法の一つであるAOP(Adverse Outcome Pathway)も 含め、OECDにおける取組に積極的に参加し、またその 成果を活用しつつ、我が国においても、これら評価手法 【の開発・活用を引き続き精力的に推進することが重要で ある。

化学物質の内分泌かく乱作用については、リスク評価を 推進するため、開発途中となっている試験法についてで きるだけ速やかに開発を完了させる必要がある。また、 |今後のリスク管理に向けた道筋をつけるため、リスク評価|る。(厚生労働省) |を加速化させる必要がある。

#### 点検報告書案の記述

化学物質審査規制法に基づく一般化学物質等のスクリー【化学物質審査規制法における各種毒性試験等の実施】 <報告書案p.14>

ニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価を引き続|生態影響試験に係る供試生物の供給体制の一層の整備・充実については、国立環境研究所において生態影 |響試験に用いる供試生物の系統に関する研究や供試生物の供給のための施設整備を進めているところであ て、進捗状況の確認及び進行管理を適切に行うことが重 り、引き続き課題や具体的な対応等について検討する。(環境省)

は、生態影響試験の円滑な実施が必要であり、当該試験【化学物質審査規制法に基づく優先評価化学物質の指定・リスク評価】 <報告書案p.16>

│厚生労働省、経済産業省及び環境省の3省合同審議会(薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策 │部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員 |会)において、評価の進捗状況の確認及び進行管理を行っている。

【化学物質審査規制法における規制の実施】 <報告書案p.38>

の附則で施行後5年を経過した場合の見直しが規定され「化学物質審査規制法の施行状況等について予備的な点検・検討を行い、課題の整理等を行うため、関係省に おいて平成27年8月に「化審法施行状況検討会」を設置し、検討を開始し、平成28年3月に報告書を取りまとめ

> また、平成28年7月に、化学物質審査規制法の施行状況及び必要な措置の検討を含め、「今後の化学物質対 |策の在り方について」環境大臣から中央環境審議会会長に諮問し、当該諮問については環境保健部会に付議 されたところである。

【QSAR・トキシコゲノミクス等の開発・活用】 <報告書案p.23>

- |・OECDのAOPに関する活動に国立医薬品食品衛生研究所の専門家が参画し、遺伝性疾患等の健康影響に 関するAOPの外部専門家レビューに貢献している。(厚生労働省)
- ・OECDの専門家会合に出席し、本事業の成果をアピールするとともに、トキシコゲノミクス研究における各国の |動向等の調査を行った。(経済産業省)
- ・QSARを含めた新たな生態影響評価手法(種の感受性分布(SSD)、カテゴリーアプローチなどを含む。)につ いて諸外国の情報を収集しているところであり、「化審法生態影響評価手法高度化検討会」などで化学物質審 |査規制法における具体的な活用方法について検討を進めている。(環境省)

【内分泌かく乱作用のリスク評価に向けた取組】 <報告書案p.27>

- |・厚生労働科学研究費による研究の実施や、国立医薬品食品衛生研究所の専門家等によるOECDの活動へ の参画により、評価手法の確立と評価の実施をしてきたところであり、今後も同様の手法で更なる検討等を進め
- ・試験方法について、引き続き国際標準化すべくOECDテストガイドライン化を目指している。平成28年のOEC D化学品合同会合において、当該試験法がテストガイドラインとして承認される見込み。(経済産業省)
- ・平成27年度に、魚類と両生類の第2段階で用いる試験法がOECDで承認され、一部の作用に関しては第1段 |階、第2段階双方の試験法開発が完了し、リスク評価を行うための体制づくりが大きく前進した。また、リスク評 |価の実施に必要な試験管内試験や生物試験についても上記の物質数を実施している。(環境省)

前回点検における「今後の課題」	点検報告書案の記述
化学物質の複合影響については、物質の構造の類似性や、作用機序の同一性に着目しつつ、環境行政としてどのような形で化学物質の複合影響評価を行うべきかについて、欧米の動向把握を進めながら検討を進める必要がある。 ナノ材料については、ナノ材料の環境における測定手法について知見を深めるとともに、人健康及び生態系への	【化学物質の複合影響に関する評価事業】 〈報告書案p.30〉 OECDや諸外国で行われている取組を踏まえ、WHO/IPCSのフレームワークに基づいて、物質の構造の類似性や、作用機序の同一性に着目した物質群(フタル酸エステル類やPBDE(ポリブロモジフェニルエーテル)類等)についてケーススタディを積み重ねて検討を進めている。  【ナノ材料のリスク評価に向けた取組】 〈報告書案p.29〉 ・厚生労働科学研究費による研究や国立医薬品食品衛生研究所の専門家等がOECDの活動に参画することにより、評価手法の確立や有害性情報の集積等を実施してきたところであり、今後も同様の手法で更なる検討等を進める。(厚生労働省) ・産業現場で使用されるナノ材料の有害性調査のため、多層カーボンナノチューブのうちの1種類について動物実験による吸入での長期がん原性指針)の対象物質とし(平成28年3月31日公示)、ばく露防止対策等を示したところである。また、当該指針においては作業環境測定も実施すべきこととされており、測定手法については詩を行い、適切と考えられる手法を厚生労働省労働基準局長通知(同日付け)で示したところである。(厚生労働省・ナノ材料について、初期有害性情報を得るための低コストで簡便な試験法の開発を行った。また、ナノ材料の安全性に関する科学的知見、事業者の自主的な安全対策の実施状況等について、事業者等から情報を収集し、当省のウェブサイトで公開している。OECD工業ナノ材料作業部会においては、代表的なナノ材料について Dossier(有害性評価書)を作成し、平成27年6月に公開されたところであるが、我が国は単層カーボンナノチューブ、多層カーボンナノチューブの環境中の測定手法について実験を行い、自然由来の微小物質との区別をどのようにつけるか等、測定手法を確立するための課題を整理した。また、我が国での取扱のあり方を検討
	するため、工業用ナノ材料の人健康及び生態系への影響に関する国内外の最新知見や、諸外国の対応状況を 調査している。(環境省)
	【環境中微量化学物質による影響評価事業】 <報告書案p.31> 環境中の微量な化学物質によって引き起こされるとされる健康影響は、これまで中毒、アレルギー、心因性等の様々な要素が考えられてきた。そのため、まずそれぞれの要素について検討を行った上で知見を整理し、その病態の考え方を示すための横断的な検討を行った。

## 前回点検における「今後の課題」

い機器の掘り起こしに係る取組等を推進するとともに、環 境省、JESCO、都道府県市、経済産業省、事業者団体 等の関係機関の更なる連携を図る。

## 点検報告書案の記述

PCB廃棄物については、処理期限よりも一日も早く処理 【PCB特別措置法の取組推進】 <報告書案p.51>

を完了させるべく、引き続き都道府県市に届出されていな|都道府県市が実施する掘り起こし調査の効率化のため、電気事業法の届出データ等を基に調査対象事業者を |絞り込んだデータを環境省で作成し、都道府県市に提供する予定としており、引き続き都道府県市に届出されて いない機器の掘り起こしに係る取組等を推進する。今後、都道府県市における掘り起こし調査の実施状況等を |定期的に把握し、公表する予定である。また、平成28年5月に公布した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処 |理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」においては、都道府県市が高濃度PCB廃棄物・使用製 |品の存在を徹底的に掘り起こすことができるよう、報告徴収や立入検査権限の強化を図る内容となっている。さ らに、関係機関の連携を一層図るため、環境省、経済産業省、都道府県等、電気保安関係者、PCB使用機器 製造者等で構成する早期処理関係者連絡会を設置し、全国版会合を平成27年2月に開催するとともに、JESC │Oの5地域ごとの第1回会合を平成27年7月から10月に、第2回会合を平成28年3月に開催し、関係者の取組の |進捗管理、意見交換等による連携強化を実施したところ。今後も引き続き連絡会を開催して関係機関による連 携強化を図っていく。